# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健法による保健指導等に関する事務、及び妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等 への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱に関する契約を締結している。

#### 評価実施機関名

広島県廿日市市長

#### 公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	母子保健法による保健指導等に関する事務、及び妊婦のための支援給付に関する事務					
②事務の概要	母子保健法には、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図ることにより国民保健の向上に寄与することが定められている。廿日市市における母子保健法に関する事務を適正かつ効率的に執行するため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、未熟児の訪問指導に関する事業の実施、妊婦のための支援給付の申請・支給に関する事務					
③システムの名称	健康管理システム(母子保健システム)					
2. 特定個人情報ファイル	名 2					
妊産婦情報管理台帳ファイル	、乳幼児情報管理台帳ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	(1)番号法(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の70、127の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条1項から10項及び13項、第68条第1項から第4項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
① 部署	健康福祉部子育て応援室					
②所属長の役職名	子育て応援室長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	健康福祉部子育て応援室					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738-8512 廿日市市新宮1丁目13-1 (直通)0829-30-9188					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和	17年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か		7年4月1日 時点					
3. 重大事故								
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 ] 施機関については、それぞ	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	載			
C10 CV - D0							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	ステムを通じた入	<b>、手を除く。</b> )				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	表(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通し	じた提供を除く。) [ ]提供・移転しな	い			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供	)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		く選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている				
8. 人	手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
	勺ミスが発生するリスク †策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
	判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い実施しており、特定個人情報を含む書類は 施錠できる書棚等に保管することを徹底している。				
9. 監	査					
実施の	D有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
10. 稅	<b>従業者に対する教育・</b>	<b>冬発</b>				
従業者に対する教育・啓発		<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 責	<b>見も優先度が高いと考</b>	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優る対策	<ul> <li>優先度が高いと考えられた。</li> <li>(選択肢&gt;         <ul> <li>目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>従業者に対する教育・啓発</li> </ul> </li> </ul>					
当該対	対策は十分か【再掲】	<選択肢>         1) 特に力を入れている         2) 十分である         3) 課題が残されている				
	判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)は、毎年セキュリティ研修を受講している。また、特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードにより管理しており、特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。				

変更簡所

変更箇	<u> </u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②法令上 の根拠	(1)番号法第19条第7号 別表第二69の2項 (2)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務を定める命令(主務省 令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) 第38条 3の1項から7項 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第5 5号) 第9条	人を識別する 律別表第二の ための番号の利用等に関する法律別表第二の 命令(主務省 ・ 7号) 第38条 (平成26年内閣府・総務省令第7号) 第38条 3の1項から7項		法改正のため
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月28日	公表日	2021/8/6	2022/4/1	事前	
令和4年4月6日	5. 評価実施機関における担 当部署①部署	福祉保健部子育で応援室	健康福祉部子育て応援室	事後	
令和4年4月6日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	福祉保健部子育で応援室	健康福祉部子育て応援室	事後	
令和4年4月6日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	廿日市市福祉保健部子育て応援室	廿日市市健康福祉部子育て応援室	事後	
令和4年5月2日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9188	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738-0024 廿日市市新宮1丁目13-1 (直通)0829-30-9188	事後	
令和4年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点		事後	
令和6年5月16日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	評価書名	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書	母子保健法による保健指導等に関する事務、 及び妊婦のための支援給付に関する事務 基 礎項目評価書	事後	
令和7年4月1日	事務の名称	母子保健法に関する事務	母子保健法による保健指導等に関する事務、 及び妊婦のための支援給付に関する事務	事後	
令和7年4月1日	事務の概要	(1)妊娠の届けに関する事務 (2)親子(母子)健康手帳の交付に関する事務 (3)妊婦・乳幼児健康診査に関する事務	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の 交付、未熟児の訪問指導に関する事業の実施、妊婦のための支援給付の申請・支給に関 する事務	事後	
令和7年4月1日	特定個人情報ファイル名	健康管理システム(母子保健システム)	妊産婦情報管理台帳ファイル、乳幼児情報管 理台帳ファイル	事後	
令和7年4月1日	3.法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) (平成25年法律第27号)番号法第9条第1項別表第一49の項(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条1項から11項	(1)番号法(平成25年法律第27号)第9条第1 項及び別表の70、127の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定 める命令(主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条1 項から10項及び13項、第68条第1項から第4 項	事後	
令和7年4月1日	4.②法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号 別表第二69の2項 (2)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務を定める命令(主務省 令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条 3の1項から7項 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第5 5号)第9条	(1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令第2条の表95の項	事後	
令和7年4月1日	連絡先	廿日市市健康福祉部子育で応援室 〒738-0024 廿日市市新宮1丁目13-1 (直通)0829-30-9188	廿日市市健康福祉部子育て応援室 〒738-8512 廿日市市新宮1丁目13-1 (直通)0829-30-9188	事後	
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	8.判断の根拠		特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い実施しており、特定個人情報を含む 書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底 している。	事後	
令和7年4月1日	11.判断の根拠		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員 (会計年度任用職員を含む。)は、毎年セキュリ ティ研修を受講している。また、特定個人情報を 取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職 員は、IDとパスワードにより管理しており、特定 個人情報を扱わないことになった場合には、基 幹系システム管理者がアクセスができないよう にしている。	事後	